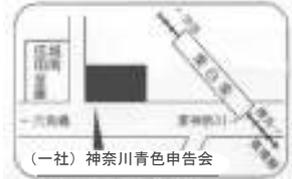


青色かながわ

発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
横浜市神奈川区西神奈川
2-9-11 特B 2F
TEL 045-433-5221
FAX 045-433-8403
URL: <https://kanagawa-airo.com>



■決算準備指導会・年末調整指導会について

12月までの決算準備指導会及び年末調整指導会については、引き続き完全予約制で行いますので事前に事務局にお電話にてご予約いただきますようお願いいたします。年末調整のみの面談時間は25分程度、決算準備に関する面談時間は50分程度とさせていただきます。

また来年の確定申告指導会では記帳指導は行いませんので、記帳の点検・会計ソフトでの入力の方等は年内の決算準備指導会までをお願いいたします。

■決算準備指導会のお知らせ 令和2年12月1日(火) ~令和3年1月20日(水)

決算準備指導会は、正しい決算書を作成するため、記帳の確認など事前準備をするための指導会です。事前準備が確定申告指導会の待ち時間短縮につながりますのでぜひご参加ください。

■ご持参書類は・・・？

- ①各種帳簿、月別集計表、合計残高試算表
- ②新たに10万円以上の資産を取得した場合、その明細等
- ③前年、前々年の決算書、確定申告書の控え
- ④その他、預金通帳、棚卸表等



★ご確認を!! 減価償却計算書を郵送いたしました。

青色申告会指導システムにて昨年以前からご登録いただいている方に減価償却計算書をお送りしました。内容のご確認をお願いいたします。(本会報とは別便で10月末に発送しました。)

特
典

記帳確認指導会(9月～)と決算準備指導会(12月～)に参加いただき事前準備が整っていると認められた方は、確定申告指導の優先予約を受けることが出来ます。(港北出張所は除きます。)ご希望の予約日を指導員に申し出てください。優先予約での指導時間は50分です。(1会員につき1回限り)

優先予約期間は 令和3年2月1日(月)～2月26日(金)までです。

※予約状況により優先予約日、指導員の指名はご希望に添えない場合がありますので予めご了承願います。

■年末調整指導会のお知らせ 令和2年12月15日(火) ~令和3年1月20日(水)

専従者及び従業員を雇用している事業主の方は年末調整を行い、源泉所得税を納めなければいけません。つきましては、上記の日程にて『年末調整指導会』を開催いたしますので、下記書類等をご持参のうえご来所ください。

●源泉所得税の納付・提出は・・・令和3年1月20日(水)まで(納期特例適用者)

納税額が0円の場合でも納付書の提出が必要です。

■ご持参書類は・・・？

- ①令和2年分 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿(住所、氏名、生年月日、総支給金額、算出税額のご記入をお願いいたします)
- ②令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(ご記入をお願いいたします)
- ③令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書
- ④令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書(新設)
- ⑤源泉所得税の納付書
- ⑥給与支払報告書(個人別明細書)A5サイズ・(総括表)A5サイズ
- ⑦印鑑(シャチハタ不可)
- ⑧①～⑥の昨年分の控え(⑤納付書については今年度上期分も必要です)
- ⑨専従者、従業員の方の支払われた各種証明書類

国民年金、生命保険料、地震保険料、小規模企業共済掛金等の各種控除証明書、国民健康保険料の年間支払額等

①～④国税庁HPよりダウンロード出来ます。
⑤源泉所得税の納付書→税務署より郵送されます。
⑥給与支払報告書(個人別明細書・総括表)
→横浜市特別徴収事務センターより郵送されます。

⑩ 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 や給与支払報告書(個人別明細書・総括表)にマイナンバーを記載する必要がありますので、事業主、専従者、従業員、扶養家族のマイナンバーをご準備ください。

電子申告(e-Tax)はマイナンバーカードで! マイナンバーカードを取得しましょう。

神奈川県税務署からのお役立ち情報！(vol.32)

令和2年分

給与所得の源泉徴収票の様式が変わります。

税務署提出用の源泉徴収票の記載イメージ

令和2年分 給与所得の源泉徴収票の記載要領及び記載に当たっての留意事項

所得金額調整控除の適用がある場合には、①欄に所得金額調整控除の額を控除した後の金額を、②欄に所得金額調整控除の金額を記載してください。

③欄 「令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」から転記してください。ただし、基礎控除の額が48万円の場合には、記載する必要はありません。
(参考)

| 合計所得金額の見積額 | 基礎控除の額 | ③欄の記載方法 |
|-----------------------|--------|---------|
| 2,400万円以下 | 48万円 | 記載不要 |
| 2,400万円超 2,450万円以下 | 32万円 | 320,000 |
| 2,450万円超 2,500万円以下 | 16万円 | 160,000 |
| 2,500万円超 | なし | 0 |

④欄 受給者の生年月日の元号を漢字(「明治」、「大正」、「昭和」、「平成」又は「令和」)で記載してください。

⑤欄 各欄について、受給者が該当する事項がある場合に「○」を付してください。

【お詫びと訂正】

前号の神奈川県税務署からのお役立ち情報！(vol.31)において、「所得金額調整控除の概要」の※1(扶養親族の説明)に誤解を招く表現がありましたので、次のおお訂正いたします。

- 「※1 扶養親族」とは、その年の12月31日の現況において次のいずれにも該当する方をいいます。
- ・配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)、都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)又は、市町村長から養護を委託された老人であること
 - ・あなたと生計を一にしていること
 - ・その年の合計所得金額が48万円以下であること
 - ・青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でないこと

○ たとえば、16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありませんが、所得金額調整控除を受けるための要件を満たすこととなります。お詫びして訂正いたします。

横浜市からのお知らせ

償却資産申告書の提出をお願いします。

提出期限は令和3年2月1日（月）です！

■固定資産税（償却資産）の申告書提出・課税に関するお問合せ先 横浜市償却資産センター（財政局償却資産課）

〒231-8343 横浜市中区真砂町2丁目2番地 関内中央ビル 10階
Tel.045(671)4384 Fax.045(663)9347

受付時間：午前8時45分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

※区役所ではお取り扱いしておりませんのでご注意ください。

※横浜市償却資産センターは、令和2年12月21日（月）に移転予定です。

移転先：横浜市中区山下町2番地 産業

詳細は市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/madoguchi/shoukyaku-center.html>

横浜市 償却資産センター

検索

■新型コロナウイルス感染症に関する軽減措置

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための措置に起因して、事業収入が減少した中小企業者等が所有する事業用家屋及び償却資産については、令和3年度分に限り、**固定資産税の軽減措置**があります。

軽減を受けるためには、**令和3年2月1日（月）までに申告が必要**です。
詳細は市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/shizei/koteishisan/koteishuunyuugen.html>

横浜市 新型コロナ 固定資産税

検索

申告書の提出は便利な電子申告をご利用ください！

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/> もしくは、検索サイトをご覧ください。

エルタックス
eLTAX



エルタックス

検索

港北出張所開設日

(予約制)

年末調整の相談で比較的混み合う事が予想されます。
本部事務局もぜひご利用ください！

- 日 程
12月 3日(木)・7日(月)・10日(木)・14日(月)
17日(木)・21日(月)・24日(木)
 - 相談受付時間 10時～11時・13時～14時
 - 予約電話番号 045-433-5221
- ※事前にご予約いただきますようお願いいたします。
令和3年1月以降は予約制ではなく来所順となります。

弁護士・税理士による

無料法律・税務相談会

(予約制)

- 日 程
12月 1日(火)



- 会 場 本部事務局 3F
- 相談受付時間 13時～15時
- 予約電話番号 045-433-5221

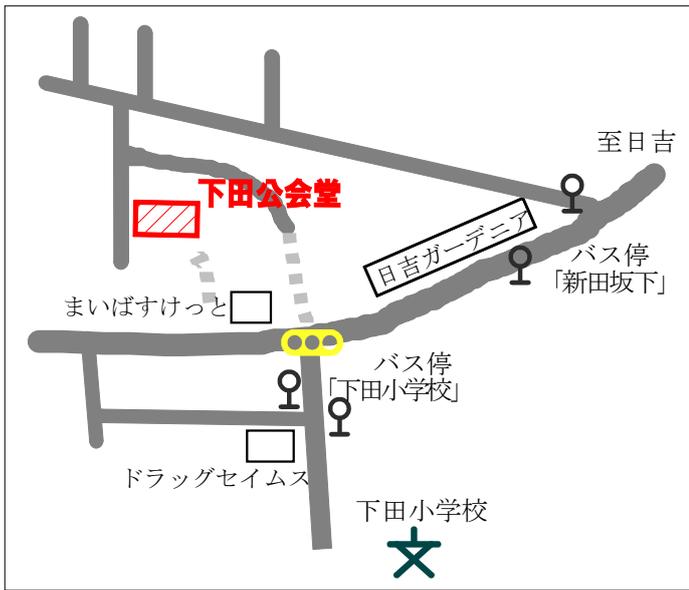
※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。
事前にお電話いただきますようお願いいたします。

確定申告 特別指導会場のご案内

(予約制)

- 日 程 令和3年1月26日(火)
 - 会 場 下田公会堂
 - 相談受付時間 10時～11時・13時～14時
 - 予約電話番号 045-433-5221
- ※ご予約は令和3年1月4日(月)より受付を開始いたします。

交通 日吉22系統サンヴァリエ日吉行きで「下田小学校」下車。



医療費控除を受ける方はご注意！

令和2年分以降の所得税の確定申告において医療費控除の適用を受ける場合は、「医療費の明細書」を確定申告書に添付して提出する必要があります。医療費の領収書を提出することはできませんのでご注意ください。

なお、医療費の領収書は確定申告期限等から5年間ご自宅等で保存する必要があります。

また、医療保険者が被保険者に交付するもので①被保険者等の氏名②療養を受けた年月③療養を受けた者④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称⑤被保険者等が支払った医療費の額⑥保険者等の名称の6項目が記載されている「医療費通知」を確定申告書の添付書類として使用することができます。



会費振替のお知らせ

次回会費の口座振替日は
12月28日(月) です。

ご指定の預金口座からのお振替となりますので振替日前日までに預金残高をご確認ください。よろしくお願いいたします。

年末年始休暇のお知らせ

●事務局・港北出張所

12月26日(土)から
1月3日(日)は
年末年始休暇とさせていただきます。
ご不便をお掛けいたしますが、よろしく
お願いいたします。

会(つ)き

10月

| | |
|-----|---------------------|
| 29日 | JA確定申告新体制対策会議 |
| 26日 | 理事会 |
| 23日 | 中間監査会 |
| 20日 | 八者会定例会議 |
| 19日 | 税理士会との連絡協議会 |
| 14日 | 記帳指導受託事業説明会(Web会議) |
| 13日 | 県連組織・税制合同委員会(Web会議) |
| 9日 | 県連理事會(Web会議) |
| 7日 | 京浜川崎ブロック協議会事前打合せ会議 |
| 6日 | 会長副会長会議 |
| 2日 | 県連事務局長会議(Web会議) |

無料法律・税務相談会